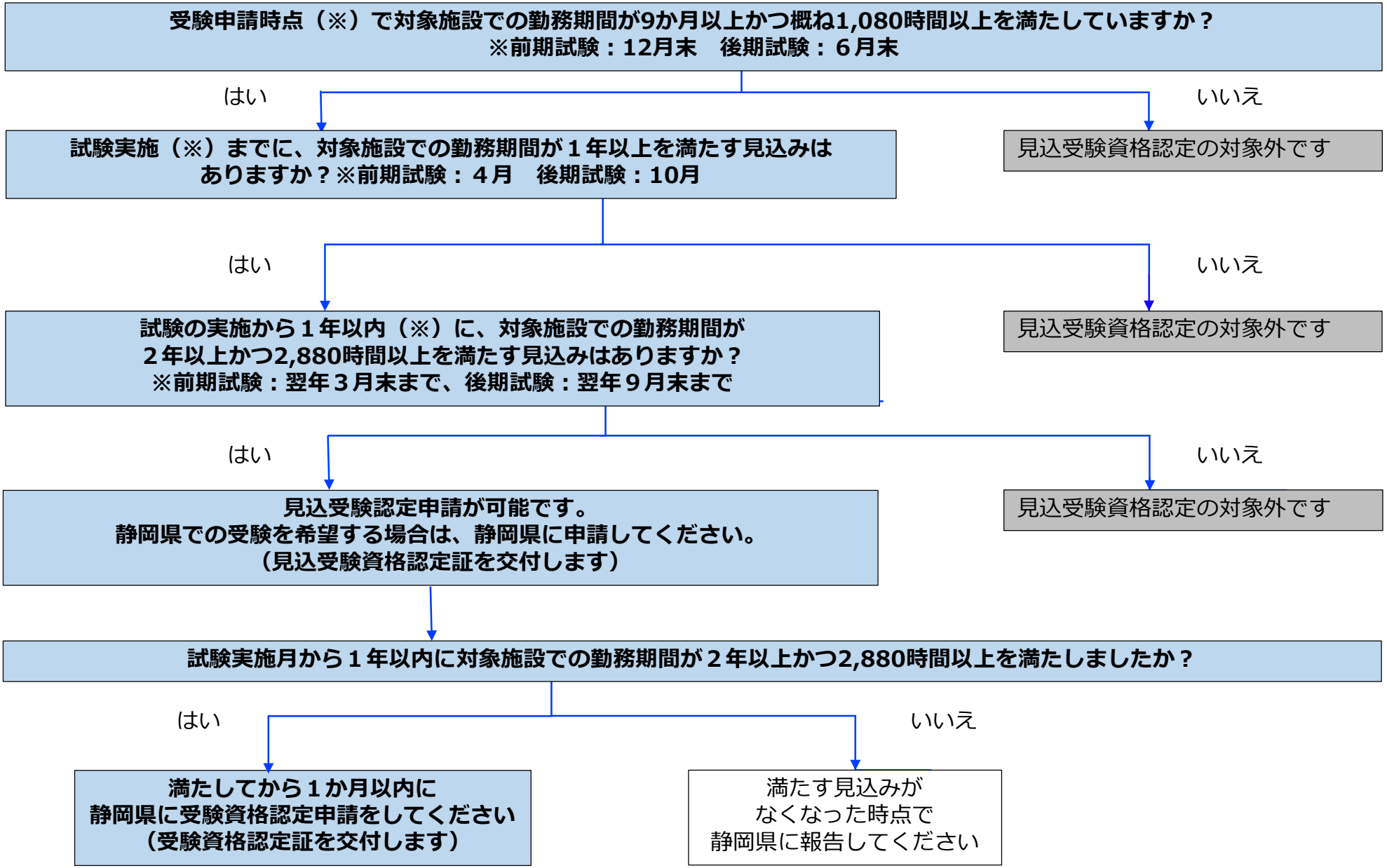
静岡県保育士試験見込受験資格認定の詳細

1 手続きの流れと注意事項

手続	注意事項
① 見込受験資格認定申請 (本人→静岡県)	**①見込受験資格認定申請** ・静岡県で保育士試験を受験する場合は、静岡県に申請してください。 ・見込受験資格の認定を受けるには、(１)、(２)をいずれも満たすことが必要です。 (１) 試験実施(前期試験：４月、後期試験：10月)までに、対象の施設等において、１年以上児童等の保護又は援護に従事していること(※) ※受験申請時点(前期試験：12月末、後期試験：６月末)で、９か月以上かつ概ね1,080時間以上従事していることが必要 (２) 試験の実施から１年以内(前期試験：翌年３月末まで、後期試験：翌年９月末まで)に、対象の施設等において、２年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事することが見込まれること
② 試験の受験申請 (本人→全国保育士養成協議会(試験事務センター))	**②試験の受験申請** ・①の申請後に静岡県から交付される「見込受験資格認定証」を、全国保育士養成協議会(保育士試験事務センター)に提出してください。 ・①により静岡県から「見込受験資格認定証」を交付された日以降に直近で実施される試験の受験を申請することが必要です。直近で実施する試験において受験申請しない場合は、見込受験資格認定証は失効しますのでご注意ください。 ・「見込受験資格認定証」は、直近で実施される初回の試験を含めて３回目に実施される試験までの間有効です。 (例)令和８年12月頃に見込受験資格認定申請を行い、認定証を交付された場合 ⇒ 令和９年４月に実施される令和９年前期試験の受験が必要 令和９年前期試験、令和９年後期試験、令和10年前期試験まで有効
③ 保育士試験の受験	**③保育士試験の受験** 以下のいずれかの場合は、試験結果(仮合格)は無効になります。下記のいずれかに見込まれる場合は静岡県に報告してください。 ・試験の実施までに、勤務期間が１年以上に満たなかった場合 ・試験の実施から１年以内に、勤務期間が２年以上かつ2,880時間以上に満たなかった場合
④ 対象施設において**２年以上かつ2,880時間以上勤務** **※③から１年以内**	**④対象施設において2年以上かつ2,880時間以上勤務** ・試験の実施から１年以内(前期試験：翌年３月末まで、後期試験：翌年９月末まで)に、対象の施設等において、２年以上かつ2,880時間以上勤務することが必要です。
⑤ 受験資格認定申請 (本人→静岡県) **※④から１か月以内**	**⑤受験資格認定申請** ・２年以上かつ2,880時間以上満たしてから１か月以内に申請が必要です。 勤務証明書(2年以上かつ2,880時間以上の勤務期間を満たしたことの証明書)を静岡県に提出してください。 (例)令和９年４月末で勤務期間等が２年以上かつ2,880時間以上を満たした場合⇒ 令和９年５月末までに申請が必要 ・申請後、静岡県から交付される「受験資格認定証」を、保育士試験事務センターに提出してください。
⑥ **保育士登録申請** (本人⇒登録事務処理センター)	**⑥保育士登録申請** ・保育士試験事務センターから「保育士試験合格通知書」が送付されたら、「登録事務処理センター（※）」にて保育士登録の手続を行ってください。※保育士試験事務センターとは別団体です。 ・申請の受付から保育士登録証交付までは、書類の不備や確認を要する事項がない場合で、約2ヶ月程度かかります。

2　見込受験資格認定のフローチャート



3 勤務期間と手続きのスケジュール

【令和９年前期試験を受験する場合】

受験要件	
対象施設勤務	①令和８年12月末時点で９か月以上かつ概ね1,080時間以上あること
	②試験実施月から１年以内に２年かつ2,880時間以上となる見込があること

<table>
<tr><th rowspan="2">時期</th><th colspan="5">令和９（2027）年</th><th colspan="3">令和10（2028）年</th></tr>
<tr><th colspan="2">～１月</th><th>４月</th><th>７月</th><th>10月</th><th>１月</th><th>３月末</th><th>４月</th></tr>
<tr><td rowspan="2">手続</td><td colspan="2"></td><td>【試験①】
令和９年
前期試験</td><td>受験
申請②</td><td>【試験②】
令和10年
前期試験</td><td>受験
申請③</td><td>認定証は
３回目の
試験まで有効</td><td>【試験③】
令和10年
後期試験</td></tr>
<tr><td colspan="2">見込受験
資格認定の申請
（本人⇒静岡県）</td><td colspan="6">受験資格認定の申請（本人⇒静岡県）
【２年以上かつ2,880時間以上の勤務経験を満たしてから１か月以内】</td></tr>
<tr><td colspan="9">見込受験資格認定証は３回目に実施される試験まで有効です。ただし、交付後直近の試験（R9前期)を受験しない場合は失効します。</td></tr>
</table>